

## 水道スマートメーター導入業務実施要領

### 1 目的

この要領は、美瑛町の水道スマートメーター導入業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（プレゼンテーション）の実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 業務名

- (1) 業務名 水道スマートメーター導入業務
- (2) 業務内容 別紙「水道スマートメーター導入業務仕様書」の内容及び、業務を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 予定額 契約額の上限は62,300,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

### 3 プロポーザル方式を活用する理由

美瑛町の状況として、人口減少や高齢化に伴う検針員の担い手不足、降雪等による検針困難地域への対応、施設・管路老朽化等の問題を抱える水道事業を効率化し、将来にわたっての安心・安全・持続可能な水道事業を展開するために、水道スマートメーターを導入する。水道利用の全家屋に配備する通信端末および集中管理システムの導入により遠隔検針や漏水監視等を可能にするとともに、検針および料金明細のWeb通知により、住民の利便性の向上を図る。

そのため、スマートメーター導入について提案可能な事業者を公募し、価格のみならず、実績・実施体制を含め広角的な提案を求め、企画提案書やヒアリングの内容等を総合的に判断し、町民の利便性向上と課題解決に適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

### 4 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度美瑛町入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 北海道内に事業所を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 業務の確実な実施のため、専門的な知識を持つ者を2名以上確保できる体制であること。
- (7) 過去5年間で、地方公共団体が発注したスマートメーターを活用したシステムの導入による業務の履行実績があること。
- (8) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

### 5 参加表明書及び会社概要書の提出

(1) 提出書類

本選定に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 会社概要に必要な添付書類（ただし、令和7年度美瑛町入札参加資格を有する者は添付書類を省略することができる。）
  - ・履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（6か月以内に発行されたもの。写し可。）
  - ・納税証明書

(2) 提出期間

令和7年12月16日（火）8時30分から令和7年12月26日（金）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出先

美瑛町役場建設水道課

〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 担当：谷

T E L : 0166-92-4464（直通） F A X : 0166-92-4414

e-mail : kensetsu\_suidou@town.biei.hokkaido.jp

(5) 参加者選定決定通知

令和7年12月29日（月）発送予定

6 実施要領等に対する質問及び回答

(1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。なお、軽微なものを除き口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和7年12月22日（月）17時00分まで

(3) 質問受付先

上記5（4）に同じ。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにて令和7年12月24日（水）に回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記5（1）の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を提出すること。※審査会については次項参照

- ① 企画提案書（様式3）及び関係書類（任意）
- ② 業務経費見積書（様式4）及び関係書類（任意）
- ③ 概算コスト計算表（様式6）

※企画提案書等の作成に当たっては、「水道スマートメーター導入業務企画提案書等記載要領」

及び「水道スマートメーター導入業務仕様書」を参照すること。

※上記書類はすべてCD-Rに保存し、審査会の際に提出すること。

(2) 提出部数

正本1部と副本6部

(3) 提出期限

令和8年1月15日(木) 17時00分まで(必着)

(4) 提出方法

上記5(3)に同じ。

(5) 提出先

上記5(4)に同じ。

8 業者の選定

(1) 審査方法

当課が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容で審査し選定する。応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価

企画立案の評価項目は、別紙「水道スマートメーター導入業務企画提案書等記載要領」のとおりとする。

(3) 審査会に関する事項

- ① 開催日時/会場 令和8年1月21日(水) 13時30分(予定) /美瑛町役場
- ② プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ④ プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設ける。
- ⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMIケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。
- ⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。
- ⑦ 詳細については参加者決定通知の中でお知らせする。

(4) 審査基準

- ① 会社概要実績
- ② 無線通信端末
- ③ 自動検針システム
- ④ Web通知システム
- ⑤ 導入・アフターフォロー
- ⑥ プレゼンテーション
- ⑦ 提案価格

(5) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、発注予定者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提案価格が上記2(4)の予算額の範囲を超えた場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(6) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年1月23日（金）に書面にて通知する。なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 契約金額

本町が企画提案の評価に基づき選定した参加者を、本業務に係る随意契約の相手先として予定する。詳細な業務内容の確認やその他の受託条件について合意し、また、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

(2) 契約日及び注意事項

契約日は令和8年4月1日（水）以降を予定。ただし、本プロポーザルは美瑛町令和8年度当初予算の成立を前提とした年度当初からの業務である。

このことから美瑛町議会にて当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約に至らない場合においても、応募者が本業務を実施するための費用（準備行為含む）、提供した知見の対価等については一切保証しない。

(3) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

(4) その他

- ① 前払い制度 適用しない
- ② 部分払い制度 適用しない
- ③ 契約保証金 免除する
- ④ 契約書作成の要否 必要

10 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提案者が一者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、発注候補者として決定する。
- (4) 参加表明書の提出がなかった場合又は提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。
- (6) 選定された発注予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。